

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年6月6日（平成29年（行情）諮問第225号）

答申日：平成29年9月27日（平成29年度（行情）答申第249号）

事件名：特定文書を含む行政文書ファイルに保存されている特定文書を除く文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の3に掲げる文書5及び文書9（以下、順に「文書5」及び「文書9」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月27日付け法務省矯総第4011号及び同月28日付け法務省保総第354号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、上記第4011号に係る決定を「原処分1」と、上記第354号に係る決定を「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、「各行政文書を具体的に特定しないままの開示決定を取り消し、各行政文書の具体的名称を特定しての開示決定を行うことを命じる」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 処分庁に対し、各行政文書を遺漏なく特定できる様に行政文書開示決定通知書の「行政文書の名称」欄に記載の旨の表現で、開示請求の対象を伝えて開示請求を行ったところ、処分庁は本件審査請求に係る処分を行った。
- (2) しかし、開示決定通知書記載の「行政文書の名称」とされている「上記(1)ないし(3)（文書6ないし文書8を指す。以下同じ。）の行政文書を含む行政文書ファイルに保存されている行政文書（ただし、上記(1)ないし(3)の行政文書を除く。）」や「平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運営について」（文書1）を含む行政文書ファイルに保存されている行政文書（ただし、上記(1)（文書1を指す。以下同じ。）の行政文書を除く。）」との名称の行政文書は存在しないことは

明らかであり、その事実は、同文書を全て開示されても開示文書に同名称の文書が存在しないこと、及び、後者に関しては除外されている行政文書が廃棄後に前者は今すぐにでも“その名称の行政文書”の開示請求を行った場合は確実に“不存在を理由に不開示決定”となることで証明できるものである。

つまり、存在しない行政文書名を「行政文書の名称」と公文書に記載している行為は、虚偽公文書作成及び同行使の罪に該当するのである。

- (3) また、本年1月4日付けの書面で、「資力上、不要なものは元より必要なものも一度に開示の実施を求めるともりはない等と伝えていたにもかかわらず、946枚分を一括りに扱い、同ファイル内から必要な文書のみを開示の実施を求めれなくしているのは不当であり、私がそちらに請求対象を遺漏なく把握して貰う為に用いた表現は「行政文書の名称」ではない為、開示の実施申出の期限に充分余裕がある内に通知を」の旨及び「手数料の減免を法16条3項の規定に背き、「開示請求」には認めていないことから、そちらは「開示請求」と「開示の実施申出」をそれぞれ別物と扱っている」（＝要するにこちらが「開示請求」の為に表現した言葉は「開示の実施申出」の為の開示決定通知書に題したことの言い訳にはならない）旨を伝えていたが、かかる開示の実施申出の期限内に回答を行ってこなかった。

その為、行政文書の名称が不明な分の開示に関しては「改正に関する分を除き各行政文書の冒頭1枚のみを最新分から109枚に達する迄」等の形で実施を申し出ざるを得なかったが、開示請求があってから開示決定をする迄の基本期間以上の期間を過ぎても開示の実施がなされず、情報の迅速な開示を義務としている情報公開法の趣旨にも背く結果を招かせている。

尚、1月4日付の書面に対して、処分庁から開示の実施申出期限であった1月29日を大幅に超過した2月15日付で回答があったが、その中で「各行政文書ファイルの名称」の教示はなされたが、やはりそれら各行政文書ファイル内の「各行政文書の名称等」の教示はなされなかった。

- (4) そして、「開示請求」した行政文書の中から「開示の実施申出」を行うのに必要な行政文書の名称等が示されなかったことで、ア・必要な行政文書の開示を資力上求めれなくされた、イ・不要な行政文書部も多く混ざった形で開示の実施を申し出ざるを得ず且つその分余計な支出をさせられた、ウ・恐らくそれでも必要な行政文書名全てを知れなくされた、エ・ある行政文書がどの様な行政文書と共にファイルされているのかを知れなくされたものであり、情報公開法の趣旨にも背く且つ虚偽文書作成及び同行使並びにそれらによって前述ア乃至エの内容の職権乱用の罪

を犯した明らかに違法なものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成28年9月5日付け（同月8日受領）で、法4条1項の規定に基づき、審査請求人からの行政文書開示請求書（以下「本件開示請求」という。）において、同年7月4日付け開示請求書（同年9月21日取下げ扱い）の請求内容を踏まえ、新たに「刑事収容処遇規則20条1号が規定している物品（特に、「その他の書類」）を具体的に例示している文書」、「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」等のほか、当省大臣官房秘書課情報公関係（以下「情報公関係」という。）から送付した同年9月21日付け「行政文書開示請求について（求補正）」等により示した行政文書の開示請求を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、審査請求人からの回答を踏まえ、同年9月21日付け「行政文書開示請求について（求補正）」等により示した行政文書を保有している部署ごとに開示決定を行った。
- (3) 本件は、上記開示決定（平成28年12月27日付け法務省矯総第4011号「行政文書開示決定通知書」（受付第559号）（原処分1）及び同月28日付け法務省保総第354号「行政文書開示決定通知書」（受付第556号）（原処分2））について、「各行政文書を具体的に特定しないままの開示決定を取り消し、各行政文書の具体的な名称を特定しての開示決定を行うことを命じる」との裁決を求める旨の審査請求がなされたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人は、平成29年2月20日付け（同月27日受領）審査請求書（上記第2。以下同じ。）の5（2）において、「開示決定通知書記載の「行政文書の名称」とされている『上記（1）ないし（3）の行政文書を含む行政文書ファイルに保存されている行政文書（ただし、上記（1）ないし（3）の行政文書を除く）』や『平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」を含む行政文書ファイルに保存されている行政文書（ただし、上記（1）の行政文書を除く）』との名称の行政文書が存在しないことは明らかであり、その事実は、同文書を全て開示されても開示文書に同名称の文書が存在しないこと、及び後者に関しては除外されている行政文書が廃棄後に前者は今すぐにでも“その名称の行政文書”の開示請求を行った場合確実に“不存在を理由に不開示決定”となることで証明できるものである。つまり、存在しない行政文書名を「行政文書の名称」と公文書に記載している行為は、虚偽公文書作

成及び同行使の罪に該当する。」，審査請求書の5（3）において，「資力上，不要なものは元より必要なものも一度に開示の実施を求めるつもりはない等と伝えていたにもかかわらず，946枚分を一括りに扱い，同ファイル内から必要な文書のみを開示の実施を求められなくしているのは不当である。」，審査請求書の5（3）において，「開示請求があってから開示決定をする迄の基本期間以上の期間を過ぎても開示の実施がなされず，情報の迅速な開示を義務としている情報公開の趣旨にも背く結果を招かれている。」等として審査請求を行っているため，原処分の妥当性について検討する。

3 原処分の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について

処分庁において，審査請求人の請求趣旨は，特定した行政文書と同一の行政文書ファイルに編てつされている文書の全てを請求されているものと解したところ，行政文書ファイルには，特定した行政文書のほか，同様に分類された多数の行政文書が保存されているため，具体的にどのような情報が記載されている行政文書を請求するのか必ずしも明確ではないことから，請求趣旨と異なる行政文書を特定することのないよう，審査請求人に対し，請求される行政文書の特定が容易となる内容を具体的に記載するなど，請求される行政文書の名称又は内容等を明確にするよう求めたものの，審査請求人から，特定した行政文書が編てつされている各行政文書ファイル内の全ての行政文書を請求する旨の回答があった。

一方，法4条1項2号の規定では，開示請求書に「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないことが定められているところ，同号に規定される「行政文書を特定するに足りる事項」とは，行政機関の職員が当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足り，請求された行政文書が特定されたものとして扱うと解するところ（詳解 情報公開法（行政管理局編33ページ）），審査請求人の回答からでは，行政文書ファイルに含まれるどのような内容が記載されている行政文書を請求されるか必ずしも明確ではないものの，特定した行政文書が編てつされている各行政文書ファイル内の全ての行政文書を請求する旨の回答を踏まえ，特定した行政文書が含まれている行政文書ファイルに保存されている行政文書の全てを一括して特定したものであり，原処分1及び原処分2に記載された行政文書は存在することから，本件開示請求に対して原処分1及び原処分2に記載した行政文書を特定して開示決定したことは妥当である。

また，法22条1号に規定される情報の提供については，開示請求

者が容易かつ的確に行政文書を特定することができるようにするため、開示請求をしようとする行政文書を具体的に特定するのに役立つ情報の提供を行うべき旨を定められたものであるが、本件開示請求に係る行政文書を特定するに当たり、審査請求人から文書特定に資する情報を得ることができない場合、処分庁において同号の規定に基づく情報の提供をすることは困難であることから、審査請求人の「同ファイル内から必要な文書のみを開示の実施を求められなくしている。」旨の主張は失当である。

なお、審査請求人に対し、情報公関係は、平成29年2月15日付け「「行政文書の開示の実施方法等に関し」及び「開示の実施に関し」と題する書面について」（以下「連絡文」という。）を送付した際、原処分1及び原処分2において特定した行政文書ファイルの名称を連絡しているところである。

(2) 原処分1及び原処分2に係る開示実施の申出について

原処分1及び原処分2に係る平成29年1月23日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」（情報公関係受領同月27日。以下「開示実施申出」という。）について、審査請求人は、「開示請求があつてから開示決定をする迄の基本期間以上の期間を過ぎても開示の実施がなされない」旨の主張をしているところ、その趣旨は、法10条1項に規定される、「開示決定等は、開示請求があつた日から30日以内にしなければならない」と定められていることを参考としているところ、審査請求人から、原処分1の記1(5)(文書5を指す。)の行政文書については、「「目次部」又はなければ「告訴状等の発信」,「信書の記載方法」,「信書の処理要領」これらに関して記した文書部分及び(改正に関する文書を除き)最新分から109枚分に達する迄各文書の1枚目の部分」,原処分2の記1(4)(文書9を指す。以下同じ。)の行政文書については、「「目次部」又はなければ(改正に関する文書を除き)最新分から80枚分に達する迄各文書の1枚目の部分」旨の申出がなされたほか、それらの行政文書を取りまとめて送付してほしい旨の申出があつたところ、原処分2の記1(4)の行政文書を保存している行政文書ファイルには、目次が作成されておらず、また、改正に関する行政文書のみ保存されていたことから、審査請求人からの開示実施の申出どおり対応した場合、開示実施することができる行政文書がないことから、審査請求人の趣旨に沿った開示実施を行うため、情報公関係から審査請求人に対して平成29年2月15日付けで連絡文を送付し、確認を求めた。

情報公関係からの連絡文に対して審査請求人は、平成29年2月22日付け(受領同月27日)「回答書」と題する書面で(以下「回答書」

という。)により、「貴省提示内容(受付第556号に関してはアンダーライン部の通り、第559号に関しては目次部分)で結構です」との回答があったことから、情報公開係は、同月28日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書(3通)等について」により、開示実施に申出に係る行政文書を送付しており、連絡文を送付した翌日から回答書を受領した期間(12日間)までを補正期間とみなすのであれば、開示実施申出書が送付(消印平成29年1月25日)されてから30日以内に行政文書の写しを審査請求人に送付していることから、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のことから、本件開示請求に対して開示決定をした原処分1及び原処分2については妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成29年6月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月18日 | 審議 |
| ④ 同年9月11日 | 審議 |
| ⑤ 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の2に掲げる文書(本件請求文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、文書1ないし文書9を特定した(原処分1において文書1ないし文書5を特定し、原処分2において文書6ないし文書9を特定した。)上、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求書において、文書5及び文書9(本件対象文書)につき、「存在しない行政文書名を「行政文書の名称」と公文書に記載している」、「「開示請求」した行政文書の中から「開示の実施申出」を行うのに必要な行政文書の名称等が示されなかった」などと主張し、原処分を取り消し、本件対象文書について、各行政文書の具体的名称を特定して改めて開示決定を行うことを求めているところ、要するに、原処分における本件対象文書の特定が違法であることを理由に、原処分の取消し等を求めているものと解される。

これに対し、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分における本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会において、諮問書に添付された資料を確認したところ、審査

請求人（開示請求者）は、当初の開示請求（平成28年7月11日受付。その請求文書は別紙の1に掲げるとおり。）に対する処分庁からの求補正及び情報提供を受け、改めて「補正書（開示請求内容改訂書）」と題する書面を処分庁に提出（平成28年9月8日受付）し、処分庁において、これを新たな開示請求として（当初の開示請求は取り下げられたものとして）取り扱うことに同意したものであるが、本件請求文書につき、処分庁が、審査請求人に対する求補正の手続を経て文書1ないし文書9を特定した経緯等は、おおむね上記第3の1（1）及び（2）のとおりであると認められる。

（2）そして、諮問庁は、本件請求文書の開示請求に対し、原処分において、本件対象文書につき、具体的な行政文書名を明示せず、特定の行政文書ファイル内に保存されている行政文書の全てを一括して特定した経緯について、大要、次のとおり説明する。すなわち、本件対象文書の特定に関して、処分庁は、審査請求人に対し、求補正に対する回答書に、請求に係る行政文書の特定が容易となる内容を具体的に記載するなど、請求する行政文書の名称又は内容等を明確にするよう求めたものの、審査請求人から、特定した行政文書が編てつされている各行政文書ファイル内の全ての行政文書（具体的な行政文書名により特定した文書を除く。）を請求する旨の回答があっただけで、求補正の過程において、審査請求人から、文書特定に資する情報を得られなかったため、審査請求人の求めるとおりに文書5及び文書9（本件対象文書）を特定したものである旨説明するところ、諮問書に添付された資料に照らせば、上記の本件対象文書の特定の経緯に関する諮問庁の説明は首肯できる。

（3）そうすると、上記（2）の経緯に鑑みれば、原処分において、特定した行政文書（文書1ないし文書4及び文書6ないし文書8）が含まれている各行政文書ファイルに保存されている行政文書の全てを、行政文書ファイルごとに一括して（文書1が含まれている行政文書ファイルの文書1を除く文書を文書5とし、文書6ないし文書8が含まれている行政文書ファイルの文書6ないし文書8を除く文書を文書9として）特定したことは、各文書の名称の点も含めて相当であると認められるので、本件対象文書につき、これを原処分のように特定したことが違法であるとはいえない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、文書1ないし文書9を特定し、一部開示した各決定については、本件対象文書を原処分のように

に特定したことは違法ではなく，本件対象文書は本件請求文書に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

- 1 本件開示請求前の開示請求（平成28年7月11日受付）に係る請求文書
 - (1) 刑事収容処遇規則20条1号が規定している物品（特に、「その他の書類」を具体的に例示している文書）

（上記は、刑事収容処遇法42条1項3号の「信書を発するのに必要な物品」であれば、被収容者の外部交通に関する訓令の運用についての記13に、「封筒，便せん，はがき，切手，筆記具その他信書の発信に必要な物品」と一部例示している為、最低限同通達が該当する例があります。）
 - (2) 各販売業者や食品納入業者（特に、特定事業者）が、入札時及び契約時に提示した価格表，及び、同業者の入札や選定の条件・基準，並びに、契約内容，これらが分かる文書
 - (3) 特定事業者が販売している全物品の，現時点での価格が分かる文書
 - (4) 運動後の拭身等（盛夏処遇中に於けるシャワー含む）の現行の実施要領（実施時間帯及び許可時間量等）の規定が分かる文書
 - (5) 刑事収容処遇法上の不服申立書の作成や提出の手続を受け付ける日及び時間帯の現行の扱い（「定めることができる」旨の委任除く）の内容が分かる文書（制限範囲の制限を規定した文書等）
 - (6) 刑事収容処遇法127条2項の2号及び3号（同法規則79条1号及び2号と同種の内容の，しかしそれ以上に発信権を保護する権利性の高い信書）に該当する発信，及び，法令に基く権利・義務に基く発信（外部の争訟相手との裁判上の書面や国民主権等を保障する為の開示請求書等や税申告書等の発信），これらの発信の通数制限権又は同制限の禁止を定めた，現行の扱いが分かる文書（上記（5）（6）に関し，制限の範囲や制限の禁止を定めていないのであれば，その旨回答願います。）
 - (7) 作業報奨金の加算（危険手当含む）の基準・割合らの現行の規定が分かる文書
 - (8) 平成22年5月27日の京都地裁での労災法施行規則の男女差規定を違憲とする裁判，及び，同事件の上級審の判決，これらを踏まえて違憲とされた規定の改正に伴って発出された，改正する理由や趣旨を説明した訓令や通達等の一連の文書の内容が分かる文書
 - (9) 国公法82条1項1号が規定する命令に該当する，全ての訓令や規則の名称や概要が分かる文書
 - (10) 国家公務員倫理法の現行の内容が分かる文書
 - (11) 国家公務員倫理審査会規則の現行の内容が分かる文書
 - (12) 検察官適格審査会規則の現行の内容が分かる文書（同審査会の宛先も教示願います）

- (13) 恩赦法15条に基く省令や訓令や通達の現行の内容が分かる文書
- (14) 総務省行政相談課からの、私が同省に提出した「行政相談書」に端を發してなされた、平成27年12月21日に行われた貴省への照会内容、及び、同照会を受けて調査した記録、並びに、同照会に対する回答、これらの一連の文書
- (15) 不服申立てに係る、法務省及び高松矯正管区の「審理員候補者名簿」

2 本件請求文書（下記の①ないし⑩は、処分庁が、審査請求人の上記1の開示請求に対して行った求補正手続の過程において、審査請求人に情報提供した文書（当該文書名を下記の※に記載）の番号を表す。）

(1) 「刑事収容処遇規則20条1号が規定している物品（特に、「その他の書類」）を具体的に例示している文書」

(1の2) 「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」

(2) 情報提供され特定した①②の文書

※ ① 矯正施設における物品販売等の運営業務公募に係る書類一式（平成27年9月）

② 平成27年12月1日付け総括協定書

(2の2) 「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」

(3) 情報提供され特定した③の文書（但し、枚数によっては取り下げる）

※ ③ 全国統一取扱物品

(3の2) 「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」

(4) 「運動後の拭身等及びシャワー浴に係る、実施要領が分かる文書」

(4の2) 「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」

(5) 「刑事収容処遇法上の不服申立書の作成や提出の手続を受け付ける日及び時間帯について定められた文書」

(5の2) 「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」

(6) 「刑事収容処遇法127条2項2号及び3号に該当する発信、並びに、法令に基く権利・義務に基く発信（例えば、刑訴法262条1項に基く「付審判請求」や行政情報公開法3条に基く「開示請求」等、及び、住基法上の義務による「転出・転入届」等、これらの為の発信）、これらへの発信通数制限の可否等を定めた文書」

(6の2) 「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」

(7) 情報提供され特定した⑤～⑦の文書

※ ⑤ 作業報奨金に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3343号大臣訓令）

⑥ 平成18年5月23日付け法務省矯成第3344号矯正局長

依命通達「作業報奨金に関する訓令の運用について」

- ⑦ 平成18年5月23日付け法務省矯成第3345号矯正局成人矯正課長通知「作業報奨金の作業成績及び就業態度による加算の運用について」

(7の2) 「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」

(8) 情報提供され特定した⑧の文書，及び，他に8/15付け「補正書」の2の(2)を踏まえた文書があれば，その文書

※ ⑧ 京都地方裁判所平成20年(行ウ)第39号判決書

(8の2) 「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」

(9) 「国交法82条1項1号が規定する命令に該当する，法務省職員用の全ての訓令や規則の名称や概要が分かる文書」

(9の2) 「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」

(10) 「国家公務員倫理法の現行の内容が分かる，法務省職員用の文書」

(10の2) 「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」

(11) (「国家公務員倫理審査会規則」に関しては取り下げます。総務省は「請求される文書特定の為に同名称等を教示したのであり保有はしていない」とのことで私の誤解でしたので，申し訳ありません。)

(12) 8/15付け「補正書」の3の(1)の通り

(12の2) 「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」

(13) 情報提供され特定した⑨～⑪の文書

※ ⑨ 恩赦上申事務規程(昭和58年12月23日法務省保恩訓第245号大臣訓令)

⑩ 恩赦上申事務規程の運用について(昭和58年12月23日付け法務省保恩第246号法務省刑事局長・矯正局長・保護局長依命通達)

⑪ 恩赦事務処理要領の制定について(平成7年3月13日付け法務省保恩第53号法務省保護局長通達)

(13の2) 「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」

(14) (以前に取り下げ済みです)

(15) 8/15付け「補正書」の3の(2)の通り

(15の2) 「上記文書と同一の行政文書ファイルに編綴されている文書」

3 処分庁が審査請求人に対する求補正の手続を経て最終的に特定した文書

- 文書 1 平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯成第 3350 号矯正局長
依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」
- 文書 2 平成 23 年 5 月 23 日付け法務省矯成第 3000 号矯正局長
依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用につい
て」の一部改正について」
- 文書 3 平成 25 年 12 月 25 日付け法務省矯成第 2822 号矯正局
長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用につい
て」の一部改正について」
- 文書 4 平成 28 年 2 月 24 日付け法務省矯成第 694 号矯正局長依
命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用につい
て」の一部改正について」
- 文書 5 平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯成第 3350 号矯正局長
依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」
(文書 1) を含む行政文書ファイルに保存されている行政文書
(ただし、文書 1 の行政文書を除く。)
- 文書 6 恩赦上申事務規程 (昭和 58 年法務省保恩訓第 245 号大臣
訓令)
- 文書 7 昭和 58 年 12 月 23 日付け法務省保恩第 246 号法務省刑
事局長・矯正局長・保護局長依命通達「恩赦上申事務規程の運
用について」
- 文書 8 平成 7 年 3 月 13 日付け法務省保恩第 53 号法務省保護局長
通達「恩赦事務処理要領の制定について」
- 文書 9 文書 6 ないし文書 8 の行政文書を含む行政文書ファイルに保
存されている行政文書 (ただし、文書 6 ないし文書 8 の行政文
書を除く。)